

令和8年度川口市女性相談支援員（会計年度任用職員）募集案内

1 募集人数 1名

2 業務内容

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条に規定する業務
- (2) 前号に掲げる業務に関し、川口市福祉事務所及びその他の関係機関との連絡調整業務
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に規定する業務
- (4) その他市長が必要と認める職務

3 勤務時間、休暇、給与等

※川口市会計年度任用職員の条例に基づき支給

- (1) 勤務日数 週1日(火曜日から金曜日のうち1日)
- (2) 勤務時間 午前10時00分から午後5時00まで 1日6時間(休憩時間除く)
- (3) 勤務場所 川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階
かわぐち市民パートナーステーション
- (4) 報酬 日額10,000円程度

※ 交通費は別途支給

- (5) 任期 令和8年4月1日から1年間

4 応募資格：男女共同参画に関する視点を持ち、下記の(1)(2)の要件を満たし、意欲を持って職務にあたることのできる者

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 社会福祉士、臨床心理士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学において、児童福祉、社会福祉、もしくは心理学を専修する学校又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ウ 女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設又は母子生活支援施設で3年以上の業務経験を有する者
- エ ウに準じる者で、相談員としての必要な知識経験を有する者
- オ 女性であること

(2) パソコン操作ができる者

5 募集方法

- (1) 広報かわぐち12月号
- (2) 川口市ホームページ

6 提出書類

- (1) 所定の応募用紙（3カ月以内に撮影した写真を貼付のこと）

※協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション）窓口で配布または、市のホームページからダウンロード

7 申込手続き及び受付期間

- (1) 受 付 令和7年12月2日（火）から1月30日（金）まで

※直接持参の場合 受付時間 午前9時00分から午後5時15分まで（月・祝日はお休み）

- (2) 申込先 協働推進課男女共同参画係

〒332-0015 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階
かわぐち市民パートナーステーション

8 選考方法

- (1) 書類審査と面接

9 合格者の決定等

合否にかかわらず、文書で通知する。